

# きりしま療育支援ガイドブック

平成27年度版



このガイドブックは、子どもたちの支援において、相談に対応できる「相談の窓口」と地域の療育の中心であると考えられる「児童発達支援センター」、「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」、その他についてまとめています。

**困ったことや疑問があれば、その時が連携のはじまりです。**まずは、「相談の窓口」へご連絡ください。子どもたちのすこやかな成長と子育て家庭の負担軽減のため、子どもの発達と家族の育児を支援する「地域での子育て支援」の充実を目指しています。

「地域での子育て支援」は0歳児からの丁寧な「子育て支援」を基本としています。子どもたちの成長に関わる方は子育て支援ネットワークの一員です。支援についての不安や悩みを一人で抱えこまず、関係機関とともによりよい支援ができるようにみんなで連携していければ幸いです。

- |           |            |
|-----------|------------|
| ガイドブックの内容 | 1 「連携マップ」  |
|           | 2 「相談の窓口」  |
|           | 3 「療育機関」   |
|           | 4 「特別支援教育」 |

# 霧島市連携マップ

～霧島市障害者自立支援協議会(こども専門部会)編 平成27年10月～

## 【行政(霧島市役所) ☎45-5111

○霧島市すこやか保健センター  
(内線 5180・5181)

○霧島市こども発達サポートセンター(あゆみ)  
(内線 4310・4311)

○長寿・障害福祉課  
障害福祉グループ  
(内線 2121・2122)

○子育て支援課  
子ども家庭支援室  
(内線 2051・2052)

○霧島市教育委員会  
学校教育課  
(内線 5083)

◆ 乳幼児育児相談 月1回  
保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による育児相談

◆ 心理相談 月4回  
心理職による個別相談  
※要予約

◆ 親子教室 月1回  
発達に不安のあるこどもの経過観察や育児不安、育児負担の軽減をするための親子遊び等の教室(1歳6カ月～3歳)

◆ 発達外来(予約制・保険診療)  
こどもの発達に関して医師の診断や相談を実施

◆ 発達相談(予約制)  
臨床心理士、心理相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による発達相談。必要に応じて療育機関や専門機関の紹介などの継続支援を行います。

◆ 発達支援教室  
発達に不安のあるこどもに対し、小集団での遊びのプログラムを通して関わり方を保護者とともに考えます。

◆ 発達に関する学習会  
発達障害等に関する正しい理解と対応方法について学ぶ機会

障害手帳や福祉制度の相談を実施

児童虐待・DV等の事例に対して、関係機関と連携を図ります。

○子育て支援課  
こどもセンター  
(霧島市地域子育て支援センター)  
☎45-4920

育児に関する悩みに対応します。

就学に向けての学校、その他関係機関と連絡調整を行うほか、学校における特別支援教育の推進に当たって指導助言を行ったり、教職員の研修を推進したりします。

学校の実態に応じて、特別支援教育支援員を配置し、各学校における支援の充実がなされるようにします。

管轄の教育支援センターでの相談も受けており、二次的な障害としての不登校の改善に向けての支援を行います。

## 【特別支援学校】

牧之原養護学校  
☎56-2665  
加治木養護学校  
☎63-5729

特別支援学校教諭等が各学校・幼稚園等の要請に応じて、こどもの学習・生活の様子を参観し、幼児児童生徒に対して、指導方法についての助言を行います。

## 【就労】

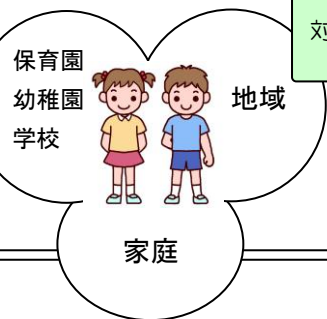
国分公共職業安定所(ハローワーク)  
☎45-5311

就労に向けての情報提供、支援を受けることができます。

## 【療育支援・

相談支援]  
○生活支援センター  
よろこび  
☎63-9955

具体的な支援内容について、専門家からの助言を受けられます。(無料)



## 【医療機関】

障害についての診断を行い、医学的な面での指導を行ないます。障害によっては、必要に応じて薬の処方を受けたり、リハビリ等のサービスを受けたりすることが可能です。

## 【「児童発達支援」および「放課後等デイサービス」事業所】

こどもと保護者を対象とし、様々な遊びや活動を通して、療育を行うところです。また、保護者が相談できる場所でもあります。

## 【行政(鹿児島県)】

○鹿児島県中央児童相談所  
☎099-264-3003

こどもの養護に関すること(いじめ、非行、不登校)、療育手帳の発行、障害児施設利用の相談等

○鹿児島県総合療育センター  
特別支援教育研修課  
☎099-294-2820

◆ 来所相談  
(電話予約が必要)  
◆ 電話相談  
※相談はどちらも無料

○始良・伊佐地域振興局  
保健福祉環境部(始良保健所)  
☎0995-44-7953

疾病により長期にわたる療育を必要とするこどもに対し、療育等の支援や指導を実施

## 【大学】

○鹿児島大学大学院臨床心理学研究科心理臨床相談室 ☎099-285-7208

○鹿児島国際大学福祉社会学部付属児童相談センター ☎099-261-3211

○鹿児島純心女子大学大学院心理臨床相談センター ☎0996-23-5385

○志学館大学心理相談センター ☎099-257-0233

発達障害児とその保護者や関係機関を対象に相談や集団療育等を行います。(有料)

## ◎相談の窓口

中心となる3つの機関です。相談先に迷いましたら、  
まずはこの3つの機関にご相談ください。  
詳しくは次頁以降をご覧ください。



「こどもの発達に関する相談」

霧島市こども発達

サポートセンター

(あゆみ) (2頁)



「乳幼児期の発育、発達、健康  
に関する相談」

霧島市すこやか

保健センター (2頁)



「就学や学校生活に関する  
相談」

霧島市教育委員会

学校教育課 (3頁)

## 相談の窓口

ご相談ください。その機関で対応できないこともありますが、関係機関が連携して対応します。

### こどもの発達に関する相談

#### 霧島市役所 健康増進課 霧島市こども発達サポートセンター（あゆみ）

【電話】0995-45-5111 内線（4310・4311）

所在地：霧島市国分中央三丁目2番27号

窓口開設：毎週月曜～金曜 8：15～17：00（祝日・年末年始を除く）

対象：乳幼児～18歳未満

主な事業：◆発達外来（予約制・保険診療）

こどもの発達に関して医師の診断や相談を行います。診療後は必要に応じて幼稚園・保育園・学校・療育機関等の関係機関と連絡・調整し継続して支援していきます。

◆発達相談（予約制）

18歳未満の方を対象に、体の発達・言葉の発達・心の発達等について臨床心理士や心理相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による発達相談を行います。必要に応じて療育機関や専門機関の受診までの間の継続支援を行いません。

◆発達支援教室

発達に不安のある就学までのこどもを対象に、小集団での遊びのプログラムを通して関わり方を保護者とともに考えます。

◆発達に関する学習会・講演会

発達障害等に関する正しい理解と対応方法について学ぶ機会です。

### 乳幼児期の発育、発達、健康に関する相談

#### 霧島市役所 霧島市すこやか保健センター

【電話】0995-45-5111 内線（5180・5181）

所在地：霧島市隼人内山田一丁目10番33号

窓口開設：毎週月曜～金曜 8：15～17：00（祝日・年末年始を除く）

対象：生後～就学前の乳幼児（その保護者等）

相談員：保健師等

主な事業：◆乳幼児育児相談（月1回）

保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による育児相談

◆心理相談（月4回・予約制）

心理職による個別相談

◆親子教室（月1回）

発達に不安にあるこどもの経過観察や育児不安、育児負担の軽減をするための親子遊び等の教室（概ね1歳6か月～3歳）

※緊急の相談等については随時対応いたします。

所在地：霧島市国分福島一丁目1番25-1号 霧島市こどもセンター

窓口開設：毎週月曜～日曜 8：15～17：00（年末年始を除く）

対象：乳幼児

主な事業：子育て親子への交流の場の提供と遊びの支援

育児に関する悩み（夜泣き、母乳やミルクを飲まない、離乳食を食べない等）に対応します。

## 障害手帳や福祉制度に関する相談

### 霧島市役所 長寿・障害福祉課 障害福祉グループ

【電話】0995-45-5111 内線（2121・2122）

所在地：霧島市国分中央三丁目45番1号 国分シビックセンター

窓口開設：毎週月曜～金曜 8：15～17：00（祝日・年末年始を除く）

## 児童虐待・DV等に関する相談

### 霧島市役所 子育て支援課 子ども家庭支援室

【電話】0995-45-5111 内線（2051・2052）

所在地：霧島市国分中央三丁目45番1号 国分シビックセンター

窓口開設：毎週月曜～金曜 8：15～17：00（祝日・年末年始を除く）

対象：乳幼児～18歳

主な事業：児童虐待・DV等の事例に対して、関係機関と連携を図ります。

## 就学や学校生活に関する相談

### 霧島市教育委員会 学校教育課 指導事務グループ

【電話】0995-45-5111 内線（5083）

所在地：霧島市隼人町内山田一丁目11番11号

窓口開設：毎週月曜～金曜 8：15～17：00（祝日・年末年始を除く）

対象：就学前の幼児～中学3年生

主な事業：就学に向けての学校、その他関係機関と連絡調整を行うほか、学校における特別支援教育の推進に当たって指導助言を行ったり、教職員の研修を推進したりします。

学校の実態に応じて、特別支援教育支援員を配置し、各学校における支援の充実がなされるようにします。

管轄の教育支援センターでの相談も受けており、二次的な障害としての不登校の改善に向けての支援を行います。

## ■特別支援学校

### (1) 鹿児島県立牧之原養護学校

【電話】 0995-56-2665

所在地：霧島市福山町福山6140番地1

### (2) 鹿児島県立加治木養護学校

【電話】 0995-63-5729

所在地：姶良市加治木町木田1784番地

#### 主な事業：◆巡回相談

特別支援学校の教諭が各学校・幼稚園・保育園等の要請に応じて、こどもの学習・生活の様子を参観し、幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行います。

【担当地区】 ○牧之原養護学校：国分・福山

○加治木養護学校：溝辺・横川・霧島・牧園・隼人

#### ◆教育相談

こどもの発達や支援、また就学や進路についてお悩みの保護者、先生方、関係者等に対して、電話相談、来校相談により情報提供や相談を行います。

#### ◆学校見学会

こどもの就学や進路選択に関する情報提供として、授業参観や体験授業などの学校見学会を設けています。見学会当日に教育相談も受け付けています。加治木養護学校は6月、牧之原養護学校は10月にあります。

## 障害児等療育支援事業所・障害児（者）相談支援事業所

社会福祉法人ともしび会 生活支援センターよろこび 【電話】 0995-63-9955

生活支援センターよろこびでは、在宅の心身障害児（者）のゆたかなくらしのための支援を各種行っています。対象は心身障害児（者）本人だけでなく、その家族や周りを取りまく地域の方々も含めたトータルな支援事業を展開しています。

所在地：霧島市隼人町内2176番地1

窓口開設：毎週月曜～金曜 8：50～17：30

対象：乳幼児～18歳

#### 障害児等療育支援事業（鹿児島県から受託した事業）

##### ◆在宅支援訪問等療育指導事業 ⇒ 「本人もしくは家族へ行う療育支援」

医師、歯科医師や専門の療育士（PT・OT・ST）等と一緒に地域を巡回して相談（健康診査・アドバイス）療育支援を行います。

##### ◆在宅支援外来療育等指導事業 ⇒ 「本人もしくは家族へ行う療育支援」

喜びの里において、施設の機能を活用し、相談内容に応じていろいろな形で訓練・療育を行います。

##### ◆施設支援一般指導事業 ⇒ 「職員へ行う療育支援」

保育所、幼稚園、学校、通園（通所）施設・事業所などを専門スタッフが訪問し、職員に対して療育に関する技術の指導を行います。

# 療育機関

## ★「児童発達支援」および「放課後等デイサービス」事業所一覧 (平成27年10月現在)

霧島市国分ひまわり園		所在地	霧島市国分中央三丁目33番10号	
		電話	0995-45-8908	
		FAX	電話番号と同じ	
事業所種別および定員	児童発達支援(10名)	保護者の付き添い	同室	
	放課後等デイサービス(10名)	送迎	無	
営業日および営業時間	月曜～金曜 10:00～18:00	職員	園長 1人	
支援対象障害	身体・知的・発達障害		児童発達支援管理者	2人
			保育士	2人
対象年齢層	乳児・幼児・小学生			
<b>療育方針およびプログラム等</b>				
<p>○月から金まで毎日療育          ○母子関係作りのお手伝い          ○こどもの障害受容を助ける          ○専門家による療育指導(作業療法・音楽療法・心理発達相談)          ○PTIによる訓練指導・STIによる勉強会・OTIによる勉強会          ○放課後等デイサービス(少人数での毎日療育)</p>				

社会福祉法人至宝福祉会 横川町療育センターぼっぼくらぶ		所在地	霧島市横川町上ノ5228番地	
		電話	0995-73-2282／0995-73-2371	
		FAX	0995-73-2372	
事業所種別および定員	児童発達支援(10名)	保護者の付き添い	同室	
	放課後等デイサービス(10名)	送迎	無	
営業日および営業時間	月・水・木・金・土曜 9時～17時	職員	管理者 1人	
支援対象障害	身体・精神・知的・発達障害		児童発達支援管理者	1人
			保育士	2人
対象年齢層	乳児・幼児・小学生			
<b>療育方針およびプログラム等</b>				
<p>○児童発達支援は個別療育を中心としています。プレイセラピーを中心に身体課題、スケジュール課題、美術、音楽、水中運動を行っています。          ○放課後等デイサービスは個別または少人数のグループです。プレイセラピーを中心に身体課題、スケジュール課題、ルールのある遊び、水中運動、調理に取り組んでいます。  <b>中心は障がいではなく、その子らしさ</b>  <b>●子どもの発達を支える療育●</b>          ・子どもは遊びの中で発達します。だから、ぼっぼくらぶでこどもの傍らにいるのは保育士です。          ・生き生きと遊べる子どもは、自分の力で伸びていける、だからまずはぼっぼくらぶで思い切り遊びましょう。  <b>●障害とつきあっていく療育●</b>          ・生きていくために何を身につければいいのか、その手がかりと方法を専門機関と連携をとりながら模索していきます。          他者との関わり、生活を作ろうとする意欲、自分のからだの使いこなしなど、その子にあったやり方を探していきたいと思っています。  <b>●生活を豊かにする療育●</b>          ・できないことがあっても、豊かに生きていくことはできる。それがどうしたことなのか、みんなと一緒に学んでいきます。          親同士の出会い、専門家の講演会、かわりの勉強会。子育てを豊かにするヒントを見つけて欲しいと願っています。</p>				



特定非営利活動法人RyouikuCircleはなはな きりしま子ども発達支援センター 実樹		所在地	霧島市国分郡田238-1	
		電話	0995-73-4195	
		FAX	0995-73-4304	
事業所種別および定員	事業：児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護 定員：上記各々10名、10名、6名	保護者の付き添い	同室	
		送迎	無(生活介護のみ有り)	
営業日および営業時間	月曜～土曜(生活介護は火～金) 8:50～12:10 14:10～17:30 ※ご利用時間	職員	児童発達支援管理責任者	2人
支援対象障害	身体・知的・発達障害		理学療法士	3人
			作業療法士	4人
対象年齢層	乳児・幼児・小学生・中学生・高校生・ 18歳～20歳(生活介護は18歳以上)		言語聴覚士	2人
		臨床心理士	2人	
		看護師	1人	
		保育士	2人	
		小学校教諭	1人	
		その他	2人	
療育方針およびプログラム等				
発達・発育に不安を抱える子ども達に、一人一人の個性を尊重した発達支援を提供します。 そのために、まず子ども達の個々の発達についての的確に評価します。その上で、一人一人のこどもの発達特性と生活環境に対して適切な支援が提供できるように、療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別療育(発達支援)を実施します。				

特定非営利活動法人RyouikuCircleはなはな きりしま子ども発達支援センター わかば		所在地	霧島市国分重久319番地11	
		電話	0995-73-6330	
		FAX	0995-73-6320	
事業所種別および定員	事業：児童発達支援、放課後等デイサービス 定員：上記合わせて10名	保護者の付き添い	同室	
		送迎	無	
営業日および営業時間	月曜～土曜 8:50～12:10 14:10～17:30 ※ご利用時間	職員	児童発達支援管理責任者	1人
支援対象障害	身体・知的・発達障害		作業療法士	2人
			言語聴覚士	2人
対象年齢層	乳児・幼児・小学生・中学生・高校生・ 18歳～20歳		看護師	2人
		保育士	3人	
		臨床心理士	2人	
		小学校教諭	1人	
療育方針およびプログラム等				
発達・発育に不安を抱える子ども達に、一人一人の個性を尊重した発達支援を提供します。 そのために、まず子ども達の個々の発達についての的確に評価します。その上で、一人一人のこどもの発達特性と生活環境に対して適切な支援が提供できるように、療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別・集団療育(発達支援)を実施します。				

特定非営利活動法人RyouikuCircleはなはな きりしま子ども発達支援センター つぼみ		所在地	霧島市国分中央二丁目5番6号	
		電話	0995-73-6330	
		FAX	0995-73-6320	
事業所種別および定員	事業：児童発達支援、放課後等デイサービス 定員：上記合わせて10名	保護者の付き添い	同室	
		送迎	無	
営業日および営業時間	月曜～土曜 8:50～12:10 14:10～17:30 ※ご利用時間	職員	児童発達支援管理責任者	1人
支援対象障害	身体・知的・発達障害		作業療法士	2人
			言語聴覚士	2人
対象年齢層	乳児・幼児・小学生・中学生・高校生・ 18歳～20歳		看護師	2人
		保育士	2人	
		臨床心理士	2人	
		小学校教諭	1人	
療育方針およびプログラム等				
発達・発育に不安を抱える子ども達に、一人一人の個性を尊重した発達支援を提供します。 そのために、まず子ども達の個々の発達についての的確に評価します。その上で、一人一人のこどもの発達特性と生活環境に対して適切な支援が提供できるように、療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別・集団療育(発達支援)を実施します。				



特定非営利活動法人陽だまり ライフサポートセンターこくぶ		所在地	(児)霧島市国分福島一丁目19番20号 (放)霧島市国分福島二丁目14番5号	
		電話	0995-46-6247	
		FAX	電話番号と同じ	
		事業所種別および定員		保護者の付き添い
児童発達支援(10名) 放課後等デイサービス(10名) 保育所等訪問支援(定めなし)		送迎	無	
営業日および営業時間		職員	管理者	1人
月曜～土曜 9:00～19:00			児童発達支援管理者	1人
支援対象障害			保育士	2人
自閉症スペクトラム			指導員	5人
対象年齢層		幼児・小学生・中学生・高校生		
療育方針およびプログラム等				
<p>自閉症療育・支援の6つの考え方を基本に実施しています。</p> <p>○自閉症をもつことによって生じるさまざまな情報処理の特性、行動特性、考え方、学習様式、それらに着目します。</p> <p>○自閉症の障害はスペクトラム、様々な色合いがありますので、個別化された支援計画をたてます。</p> <p>○一人一人の特性や生活スタイル、環境など幅広い範囲にわたってのアセスメントを行います。</p> <p>○実証された方法に学びながら療育・支援をおこなっていきます。</p> <p>○視覚的な手だてを活用しつつ、その自立した活動を様々な場面で応用し、広げていくことを目指します。</p> <p>○一貫した視点で指導・支援していくために親やチーム間の協働を重視します。</p>				

ほのぼの児童デイサービス		所在地	霧島市国分中央一丁目9番28号	
		電話番号	0995-45-1929	
		FAX番号	電話番号と同じ	
事業所種別および定員		保護者の付き添い	無	
放課後等デイサービス 定員:10名		送迎	有	
営業日および営業時間		職員	管理者・児童発達支援管理責任者	1人
月曜～土曜 8:00～17:00			保育士	2人
支援対象障害			指導員	5人
身体・知的・発達障害				
対象年齢層		幼児・小学生・中学生		
療育方針およびプログラム等				
<p>放課後や長期休暇に安心できる居場所を提供し、日常生活における指導、集団生活への適応訓練を行い、社会適応(生活する力)支援をします。下記のような個別の課題に沿った遊びやレクリエーション活動を行い、遊びの中で楽しく療育を行います。</p> <p>○学習支援(宿題の支援)</p> <p>○生活支援(着がえ・後片づけ・排泄・軽度の運動・コミュニケーション等)</p> <p>○社会体験(買い物・公共交通機関乗車・課外活動等)</p> <p>○食育の取り組み(料理体験・お菓子作り・畑、田植え体験)</p> <p>○広い庭での外遊び・土遊び・プール遊び(夏季休暇)</p>				

ほのぼの児童デイサービス(ふくしまのおうち)		所在地	霧島市国分福島三丁目6番19-19	
		電話番号	0995-50-3609	
		FAX番号	電話番号と同じ	
事業所種別および定員		保護者の付き添い	無	
児童発達支援 定員:10名		送迎	有	
営業日および営業時間		職員	管理者・児童発達支援管理責任者	1人
月曜～土曜 平日 12:00～18:00 土曜 8:00～17:00			指導員	5人
支援対象障害				
身体・知的・発達障害				
対象年齢層		未就学児		
療育方針およびプログラム等				
<p>安心できる居場所を提供し、日常生活における指導、集団生活への適応訓練を行い、社会適応(生活する力)支援をします。下記のような個別の課題に沿った遊びやレクリエーション活動を行い、遊びの中で楽しく療育を行います。</p> <p>○生活支援(着がえ・後片づけ・排泄・軽度の運動・コミュニケーション等)</p> <p>○社会体験(買い物・公共交通機関乗車・課外活動等)</p> <p>○食育の取り組み(料理体験・お菓子作り・畑、田植え体験)</p> <p>○外遊び・プール遊び(夏季休暇)</p>				

にじの橋あっち		所在地	霧島市国分湊911-2	
		電話	0995-50-1338	
		FAX	0995-45-1080	
事業所種別および定員	放課後等デイサービス(10名)	保護者の付き添い	無	
		送迎	有	
営業日および営業時間	月曜～土曜 平日12:00～18:00 土・日・祝日 9:00～17:00 (延長可)	職員	児童発達支援管理者	1人
			保育士	0人
指導員	5人			
支援対象障害	身体・精神・知的・重度心身障害 発達障害			
対象年齢層	小学生・中学生・高校生			
<b>療育方針およびプログラム等</b>				
主に下校後の事業なので、無理なく、本人のペースに沿って療育を取り入れ、その際保護者、本人の要望を元に個人に合った療育を行っていきます。				
15:30～16:30 下校後来所(送迎・・・牧之原養護学校、加治木養護養護学校や国分地区の小学校)				
着がえ				
おやつ				
・個別療育 カード・課題等を用いた療育など				
・自由時間(遊びを通じた療育) コミュニケーション・マッサージなど				
18:00 保護者迎え又は送迎により帰宅(国分・隼人地区)				

にじの橋こっち		所在地	霧島市国分広瀬二丁目1番19号	
		電話	070-5400-2484	
		FAX	0995-45-1080	
事業所種別および定員	放課後等デイサービス(10名)	保護者の付き添い	無	
		送迎	有	
営業日および営業時間	月曜～土曜 平日12:00～18:00 土・日・祝日 9:00～17:00 (延長可)	職員	児童発達支援管理者	1人
			保育士	1人
指導員	4人			
支援対象障害	身体・精神・知的・重度心身障害 発達障害			
対象年齢層	小学生・中学生・高校生			
<b>療育方針およびプログラム等</b>				
主に下校後の事業なので、無理なく、本人のペースに沿って療育を取り入れ、その際保護者、本人の要望を元に個人に合った療育を行っていきます。				
15:30～16:30 下校後来所(送迎・・・牧之原養護学校、加治木養護養護学校、国分西小などの小学校)				
着がえ				
おやつ				
・個別療育 カード・課題等を用いた療育など				
・自由時間(遊びを通じた療育) コミュニケーション・マッサージなど				
18:00 保護者迎え又は送迎により帰宅(国分・隼人地区)				

特定非営利活動法人かりんの会 育成サポート友遊		所在地	霧島市国分清水一丁目11番24号	
		電話	0995-73-7771	
		FAX	0995-73-7772	
事業所種別および定員	放課後等デイサービス(10名)	保護者の付き添い	無	
		送迎	有	
営業日および営業時間	月曜～日曜 9:00～17:00	職員	管理者	1人
			児童発達支援管理者	1人
支援対象障害	知的・発達障害		保育士	1人
			指導員	5人
対象年齢層	小学生・中学生・高校生			
療育方針およびプログラム等				
<p>学齢期にある障害児に対し、遊びや文化活動を通して社会適応訓練、基礎的な育成や指導等を行うことを目的とし、児童が集団の中で活動していく力を身に付けられるように支援します。</p>				

放課後等デイサービス事業所「虹の空」		所在地	鹿児島県霧島市霧島田口908-9	
		電話番号	0995-57-1660	
		FAX番号	0995-57-1660	
事業所種別および定員	放課後等デイサービス事業所 10名/日	保護者の付き添い	なし	
		送迎	ご希望により送迎可能	
営業日および営業時間	月曜日～土曜日 9:00～17:00	職員	児童発達支援管理責任者	1名
			保育士	1名
支援対象障害	知的・精神・身体		生活支援員	1名
			看護職員	1名
対象年齢層	小学1年生 ～ 20歳まで			
療育方針およびプログラム等				
<p><b>療育方針</b> 活動中の「体づくり」「仲間づくり」、季節の行事や虹のそら農園での花づくり・野菜づくりなど、豊富な体験をとおし「安心」して、のびのび生活しながら色んなことを学ぶことができる施設を目指します。</p> <p><b>プログラム</b> 月ごとの行事及び活動計画に沿って支援いたします。 日常生活において必要な訓練、社会との交流の促進、その他の必要な援助等をおこないます。</p>				

放課後等デイサービスこくぶ太陽の子		所在地	霧島市国分中央一丁目24番24号
		電話	0995-45-0801
		FAX	電話番号と同じ
事業所種別および定員	放課後等デイサービス(10名)	保護者の付き添い	無
		送迎	有
営業日および営業時間	月曜～日曜 通常 9:00～18:00 学校休業日 8:00～17:00	職員	管理者 1人
支援対象障害	身体・知的・発達障害		児童発達支援管理責任者 1人
対象年齢層	小学生・中学生・高校生		児童支援員 5人
療育方針およびプログラム等			
放課後及び休日の余暇活動を充実させる為に、一人一人に合った支援内容を計画・実施しています。 ○宿題支援 ○調理活動 ○屋外活動(公園遊び等) ○日常生活支援全般(着替え・排泄・後片付け等)			

放課後等デイサービスはやと太陽の子		所在地	霧島市隼人町真孝149番地1
		電話	0995-73-6892
		FAX	0995-73-6893
事業所種別および定員	放課後等デイサービス(10名)	保護者の付き添い	無
		送迎	有
営業日および営業時間	月曜～日曜 通常 9:00～18:00 学校休業日 8:00～17:00	職員	管理者 1人
支援対象障害	身体・知的・発達障害		児童発達支援管理責任者 1人
対象年齢層	小学生・中学生・高校生		児童支援員 6人
療育方針およびプログラム等			
放課後及び休日の余暇活動を充実させる為に、一人一人に合った支援内容を計画・実施しています。 ○宿題支援 ○調理活動 ○屋外活動(公園遊び等) ○日常生活支援全般(着替え・排泄・後片付け等)			

放課後等デイサービス剣之宇都太陽の子		所在地	霧島市国分剣之宇都町179番地1
		電話	0995-73-8863
		FAX	0995-73-8864
事業所種別および定員	放課後等デイサービス(10名)	保護者の付き添い	無
		送迎	有
営業日および営業時間	月曜～日曜 通常 9:00～18:00 学校休業日 8:00～17:00	職員	管理者 1人
支援対象障害	身体・知的・発達障害		児童発達支援管理責任者 1人
対象年齢層	小学生・中学生・高校生		児童支援員 3人
療育方針およびプログラム等			
放課後及び休日の余暇活動を充実させる為に、一人一人に合った支援内容を計画・実施しています。 ○宿題支援 ○調理活動 ○屋外活動(公園遊び等) ○日常生活支援全般(着替え・排泄・後片付け等)			

児童発達支援センター ぼえむ		所在地	霧島市国分中央1丁目3-29 野村ビル1F	
		電話番号	0995-73-8686	
		FAX番号	0995-73-8688	
事業所種別および定員	児童発達支援事業 定員 8名	保護者の付き添い	ご利用者様の状況に応じて(児童発達)	
	放課後等デイサービス 定員10名 障害児相談支援事業			
		送迎	あり	
営業日および営業時間	月～金(日・祝日を除く)9:00～18:00 *土曜日営業する場合あり	職員	管理者	1人
			児童発達支援管理責任者	1人
支援対象障害	発達障害・知的障害		児童指導員	2人
			保育士	2人
対象年齢層	18歳未満		相談支援専門員	1人
			言語聴覚士	1人
		栄養士	1人	
療育方針およびプログラム等				
<p>ぼえむでは、お子様の「個性」「課題」「成長」に合わせた活動を、『楽しく・のびのび・元気よく』をモットーに取り組んでいきます。遊びを通してお子様が持っている力を十分に引きだし、運動面、精神面の発達を促し生活する力が身につくようにサポートします。(感覚統合)</p> <p>サーキットやバランスボール、その他の様々な遊具を使用し体のバランスや静と動の感覚を養います。(小集団での活動)</p> <p>母子分離を目指し、さまざまなプログラムを提供します。また、お子様の状況に合わせて環境整備を楽しく過ごせるように支援します。(基本的な生活習慣の確立)</p> <p>食事・排泄・着替えなどのトレーニングを家庭の協力をもらいながら、支援していきます。</p>				

サポートハウス すてっぷ		所在地	霧島市国分山下町14-4	
		電話番号	0995-71-0915	
		FAX番号	同上	
事業所種別および定員	放課後等デイサービス 定員10名	保護者の付き添い	なし	
		送迎	あり	
営業日および営業時間	日曜日～土曜日 平日(月～金)15:15～18:00 休日(土・日等)9:00～18:00 注1	職員	管理者	1人
			児童発達支援管理責任者	1人
支援対象障害	発達障害児(自閉症児)		指導員	2人
			指導員補助	1人
対象年齢層	6歳から18歳までの就学児			
療育方針およびプログラム等				
<p><b>【療育方針】</b> 自閉症児の療育・支援を主眼として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づき、事業所職員が支給決定を受けた障がい児(以下「利用者」という)の障がい特性、適性、意向その他の事情を踏まえた放課後等デイサービス計画(以下「支援計画」という)を作成し、これにより放課後等デイサービス事業を提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施、その他の措置を講ずることにより、自立的に地域生活を送れるように支援することを目的とします。 支援計画に基づき、利用者の心身その他の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう、適切な個別・集団の指導及び訓練を行い利用者の立場にあった適切なサービスを提供することを目的とします。</p> <p><b>【プログラム(支援内容)】</b> 当事業所は、「TEACCH(ティーチ)プログラム」の考え方を参考に、利用者個々の理解の度合い、特性、適性、意向等を確認(アセスメント)をし、利用者個々の学習面や生活面等の課題を設定して、家族の理解、協力を得ながら、自立へ向け、スキルが向上できるように、利用者個々に合わせた支援具(課題)を作成し支援します。(プットイン、マッチング等の支援具を作成) また、利用者本人や家族からの相談を受けた内容についても随時アセスメントをし、家族と協議しながら支援に当たります。(支援内容について、優先順位をつける場合があります) ～その他事業の案内～ 「日中一時預かり」も提供しています。未就学の児童で療育支援を検討されている方を主に対象とします。ただし、サービス提供時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後2時までをサービス提供時間としております。 注1:土・日や長期休暇期間中の利用については、他の事業との兼ね合いがあるため、ご希望に添えない場合があります。 ※事業所の見学、支援内容の確認などお気軽にお尋ね下さい。(担当 本田)</p>				

## ★「児童発達支援」および「放課後等デイサービス」事業の利用方法

障害者手帳をもっている場合

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

- ① 霧島市長寿・障害福祉課障害福祉グループで障害児通所給付（「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」）の利用申請書類を受け取る。  
↓
- ② サービス等利用計画の作成を特定相談支援事業所へ依頼をする。（記入した利用申請書を相談事業所に渡す）  
↓
- ③ 計画書ができあがったら、事業所から利用申請書と計画（案）と一緒に長寿・障害福祉課障害福祉グループへ提出される。  
↓
- ④ 霧島市長寿・障害福祉課障害福祉グループから障害児通所給付の受給者証の交付を受ける。  
↓
- ⑤ 「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」事業所と契約する。  
↓
- ⑥ 「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」事業所で利用を開始する。

なお、障害者手帳がない場合、以下のいずれかを準備してください。

- ・霧島市こども発達サポートセンターで発行された情報提供書
- ・県こども総合療育センターや病院などで発行された診断書
- ・県こども総合療育センターや病院などで発行された「児童発達支援事業」・「放課後等デイサービス」意見書

# 特別支援教育について



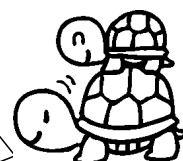
## 1 特別支援教育とは

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

## 2 特別支援学級

### (1) 特別支援学級とは

児童生徒一人一人の実態に応じて、特別な教育課程を編成して、指導を行うことができる学級です。障害種別に学級が設置されています。



### (2) 学習内容

小中学校の特別支援学級は、障害のある子どもたちを対象としていますので、通常の学級で行われる教育課程をそのまま適用できないケースがあります。そこで、学校教育法施行規則において、特別な教育課程を編成することが認められています。

### (3) 交流及び合同学習

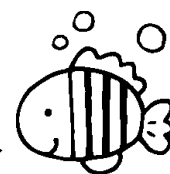
- 校内・・・子どもが在籍している学校内の通常の学級との交流
- 学校間・・・近隣校の特別支援学級や通常の学級、特別支援学校との交流
- 地域・・・学校の所在地域の団体や住民等との交流
- 居住地校・・・自宅の所在地域の学校との交流
- 居住地・・・自宅の所在地域の団体や住民等との交流

障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。

## 3 特別支援学校

### (1) 特別支援学校とは

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。





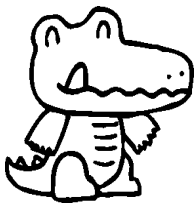
## (2) 学習内容

特別支援学校では、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した効果的かつ弾力的な学習が組み込まれています。特別支援学校の学習内容は、「各教科」「道徳」「特別活動」「自立活動」及び「総合的な学習の時間」があります。

知的障害あるいは重複障害の児童生徒を教育する場合には、必要に応じ、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導することができます（領域・教科を合わせた指導）。

## 4 通級指導教室

### (1) 通級による指導とは



小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害（言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの障害）がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた個別指導を中心とした特別の指導を、きめ細かに弾力的に提供する特別支援教育の一指導形態です。

### (2) 学習内容

- ・聞こえやことばに関する悩みを解決したい。
- ・発音を正確になめらかにしたい。
- ・コミュニケーションをスムーズにしたい。
- ・聴覚をもっと活用したい。

#### 言語通級指導教室

- ・児童、保護者の要望に基づいて学習内容を考えます。
- ・かむ、吸う、飲み込む、吹くなどの機能を高める学習を行います。
- ・発音の練習をします。
- ・話し方の速度を調整する学習をします。
- ・補聴器にかかわる学習、手話学習などを必要に応じて行います。
- ・自信をもって話せるように、遊戯療法やカウンセリングなどを必要に応じて行います。

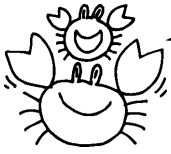
- ・集中力を少しでも長く続けたい。
- ・友だちとのトラブルを減らしたい。
- ・空気が読めるようにしたい。
- ・漢字をもっと覚えたい。
- ・忘れ物を減らしたい。

#### LD・ADHD等通級指導教室

- ・児童、保護者の要望に基づいて学習内容を考えます。
- ・心理的な安定に関する学習を行います。
- ・注意を持続し続けるための学習を行います。
- ・指示に従って、課題や活動をやりとげるための学習を行います。
- ・順番を待ったり、最後まで話を聞いたりするための学習を行います。
- ・ソーシャルスキルトレーニングの学習を行います。

## 5 特別支援教育支援員

### (1) 特別支援教育支援員とは



LD, ADHD, 高機能自閉症等, 特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して日常生活の介助を行ったり, 学習活動上のサポートを行ったりします。

### (2) 特別支援教育支援員の役割

- 通常学級(特別支援学級)において, 食事, 衣服の着脱, 排泄の補助等児童生徒の介助を行う。
- 通常学級(特別支援学級)において, 教室を飛び出す, 読むこと, 書くこと, 聞くこと, 話すことに困難を示す児童生徒の学習支援を行う。
- 通常学級(特別支援学級)において, 肢体不自由がある児童生徒の学習面, 生活面での介助を行う。
- 通常学級(特別支援学級)において, 視覚障害, 聴覚障害がある児童生徒の学習面, 生活面での介助を行う。
- 児童生徒の健康・安全確保に関する補助を行う。
- 運動会(体育大会), 学習発表会等の学校行事における介助を行う。

## 霧島市内 障害児相談支援事業所一覧

	名称	郵便番号	住所	電話	F A X
1	相談支援事業所 ほっと	899-4346	霧島市国分中央 5 番 20 号	55-6661	55-6662
2	指定相談支援事業所 つかわき	899-4461	霧島市国分上之段 2287 番地 1	48-2776	48-2865
3	鈴かけ園	899-5112	霧島市隼人町松永 1442	42-9711	42-9777
4	特定相談支援事業所 オレンジ学園	899-4501	霧島市福山町福山 838	55-3977	55-2151
5	相談支援事業所 ほえむ	899-4332	霧島市国分中央一丁目 3 番 29 号 野村ビル 1 F	73-8686	73-8688
6	特定相談支援事業所 たんぼぼ	899-4305	霧島市国分郡田 238 番地 2	73-5836	73-5837

障害福祉サービス一覧（児童対象）  
訪問・在宅サービス

サービス名称	内容	対象	利用料（※1）	備考
相談支援	専門の研修を受けた障害者福祉施設の職員が、障がい児が地域でいきいきと暮らせるよう、障害福祉サービスの利用の組み合わせや各種専門機関の紹介、福祉サービスの継続利用などについての相談に応じる	障害福祉サービス利用を希望する障がい児とその保護者	無料 （行政が負担）	地域生活支援事業
児童発達支援	未就学の障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う	未就学児	原則1割 （行政が補助するため実質無料）	障がい児サービス
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う	就学児（特段の事情がある場合は20歳まで）	原則1割 （行政が補助するため実質無料）	障がい児サービス
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅での入浴、排せつ、食事の介護 調理・選択・掃除等の家事など、生活全般の援助	障害支援区分（※2）1以上に相当すること	所得に応じて 月額上限あり	障害福祉サービス （介護給付）
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な方に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行う	障害支援区分（※2）3以上で、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が8点以上に相当すること	所得に応じて 月額上限あり	障害福祉サービス （介護給付）
移動支援（ガイドヘルプ）	屋外での移動に困難がある障がい児に対し、外出時の支援を行うことで、社会参加と自立を促す	身体障害者手帳（1種）又は療育手帳所持者 精神障害者のうち障害支援区分（※2）1以上で、かつ「行動援護及び重度障害者等包括支援の判定基準表」5点以上 いわゆる障害者総合支援法の対象疾患に罹患している難病患者で移動に困難があること	所得に応じて 月額上限あり	地域生活支援事業
保育所等訪問支援	保育所等（霧島市では中学校まで）を利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、事業所等の訪問により、保育所等における集団生活のための専門的な支援を提供する		所得に応じて 月額上限あり	障がい児サービス

日中活動系サービス

サービス名称	内容	対象	利用料（※1）	備考
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う方などが病気などの場合、短期間施設へ入所できる	障害支援区分（※2）1以上に相当すること	所得に応じて 月額上限あり	障害福祉サービス （介護給付）
日中一時支援	自宅で介護を行う方などが病気などの場合、一時的に施設で預かり、日帰りで必要な介護等を行う	「短期入所」の支給決定	所得に応じて 月額上限あり	地域生活支援事業

※1 利用料について

障害福祉サービス、障害児サービス

種別	世帯の範囲
障がい児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割28万円未満）	通所施設、居宅介護利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

※2 障害支援区分 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。  
非該当から区分1～区分6まで（数字が大きい方が支援の必要性が高い）  
認定調査事項は80項目あり、調査員の調査⇒コンピューター判定⇒審査会での審査を経て決定される。